

の六の規定に基づき	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法（昭和三十九年法律第九十九号）において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条の規定	国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法	い。以下同様	国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第七十九号（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条第一号（除く。）	（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条第一号（除く。）又は裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第二十号）第三十九条の規定による職務の停止の期間	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第四条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条
て準用する国家公務員の育児休業等に関する法律	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条の規定	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法	い。以下同様	国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第七十九号（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条第一号（除く。）	（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条第一号（除く。）又は裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第二十号）第三十九条の規定による職務の停止の期間	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第三条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条	第四条 国家公務員裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八十二条
用される者をいう。以下同じ。	第五条 特別職国家公務員等（見出し公務員等を含む）	第五条 前条第五号前条第六号又は第六号	同条第五号同条第六号	第五条 前条第五号前条第六号又は第六号	第六条 この法律この法律（次条及び第九号から第十二号までを除く。次条において同じ。）	（防衛省職員への準用）	第十一条 第二号第二項及び第三号、第三号（第三号第三号を除く。）並びに第四号から第六号までの規定は、防衛省職員（国家公務員法第二十一条第三号に掲げる防衛省の職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「防衛省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第二条 第二号 国家公務員法第七十条の六の規定に基づき	第三条 国家公務員法第七十一条の規定	第三条 国家公務員法第七十二条の規定	第三条 国家公務員法第七十三条の規定	第三条 国家公務員法第七十四条の規定
第三条 国家公務員法第四十六条	第三条 国家公務員法第四十七条第一項において準用する同法第三号第一項	第三条 国家公務員法第四十八条第一項	第三条 国家公務員法第四十九条第一項	第三条 国家公務員法第五十条第一項	第四条 国家公務員法第五十一条第一項	第五条 国家公務員法第五十二条第一項	第六条 国家公務員法第五十三条第一項	第七条 国家公務員法第五十四条第一項	第八条 国家公務員法第五十五条第一項	第九条 国家公務員法第五十六条第一項	第十条 国家公務員法第五十七条第一項	第十一条 国家公務員法第五十八条第一項

第五條前二條	前二條(第三條第三項第三号を除く。)
第六條	この法律(次条及び第九條から第十二條までを除く。次条において同じ。)

(地方公共団体における留学費用に相当する費用の償還)

第十二條 留学に相当する研修を実施する地方公共団体は、当該研修を命ぜられた職員が第三條第一項各号に掲げる期間に相当する期間内に離職した場合に、その者に、当該研修の実施のために要する留学費用に相当する費用の全部又は一部を償還させることができる。

2 前項の規定により償還させる金額その他必要な事項については、第三條から第六條までに規定する措置を基準として条例で定めるものとする。

附則 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定は、公布の日から施行する。

2 第三條(第十条及び第十一条において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に留学を命ぜられた国家公務員について適用する。

附則 (平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号) 抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年一二月二二日法律第一一八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年五月一六日法律第四二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年五月一六日法律第四五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年五月二五日法律第五八号) 抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(政令への委任)
第九条 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二二年六月三日法律第四四号) 抄

第一条 この法律は、平成二二年三月三十一日までの間に於いて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から八日まで 略
- 二 附則第三條、第十条及び第十一条の規定

附則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

第一条 この法律は、平成二五年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年一二月二二日法律第七八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二五年一二月四日法律第九一号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、国家公務員の配

偶者同行休業に関する法律(平成二五年法律第七十八号)の施行の日又はこの法律の施行の日(調整規定)

3 この法律の施行の日が国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の前日である場合には、同法の施行の前日までの間における国家公務員の留学費用の償還に関する法律第十條において準用する同法第三條第一項第二号の規定の適用については、同号中「在職期間が五年」とあるのは、「在職期間(裁判官の配偶者同行休業に関する法律(平成二五年法律第九十一号)第三條第一項の規定による配偶者同行休業をした期間を含まない。以下この号において同じ。)が五年」とする。

附則 (平成二六年四月一八日法律第二二二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十四條第二項、第十八條及び第三十條の規定 公布の日

附則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年六月一一日法律第六一〇号) 抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (令和三年六月一一日法律第六一〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年六月一一日法律第六一〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年六月一一日法律第六一〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

附則 (平成二九年五月三一日法律第四一〇号) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和三年六月一一日法律第六一〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年六月一一日法律第六一〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。